

2024年度版「県政ガイド」冊子制作業務委託企画コンペ実施要領

この要領は、現在の県政の動きを紹介する冊子2024年度版「県政ガイド」の制作を委託する事業者を選定するために実施する企画コンペについて必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の内容

別紙『2024年度版「県政ガイド」冊子制作業務委託仕様書』のとおり。

2 参加要件

企画コンペに参加できる者は、民間団体（民間企業、公益法人、協同組合等）、特定非営利活動法人（NPO法人）をはじめとする市民社会組織（CSO）等とし、次の全ての要件を満たすものとする。

なお、参加資格等の確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 本事業を的確・確実に実施できる能力を有し、かつ、県の求めに応じて速やかに来庁し、迅速かつ的確に対応できる体制を整えていること。
- (2) 本事業に係わる経費及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること。
- (3) 佐賀県内に本社、支社、営業所、活動拠点となる事務所等を有し、委託事業全体及び委託費の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていない者であること。
- (8) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (9) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 実施スケジュール

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| (1) 県ホームページでの公募開始 | 令和6年4月18日(木) |
| (2) 説明会 | 令和6年4月26日(金) 10時～ |
| (3) 参加申込書等の提出期限 | 令和6年5月7日(火) <u>15時必着</u> |
| (4) 参加資格の審査結果通知 | 令和6年5月10日(金) |
| (5) 企画提案書等の提出期限 | 令和6年5月17日(金) <u>15時必着</u> |
| (6) プレゼンテーション | 令和6年5月22日(水) |
| (7) 審査結果の通知 | 令和6年5月23日(木) |

4 募集方法

県ホームページでの案内等による。

5 説明会

委託業務の内容やスケジュール、提出書類等についての説明を行う。

なお、説明会への参加の有無にかかわらず企画コンペへの参加を認める。

- (1) 日時 令和6年4月26日(金) 10時～
- (2) 場所 佐賀市城内1丁目5番14号 旧自治会館 2号会議室
(地図等が必要な方はお申し付けください。)
- (3) 参加申込み 「別紙1」により前日まで電子メール又は持参で受け付ける。

6 実施方法等

(1) 参加申込書・企画書等の提出

参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、参加資格の確認を受けること。

- ア 企画コンペ参加申込書(様式1) 1部
- イ デザインコンセプト及び見本品(任意の様式) 6部
- ウ 実績書(様式2)(可能であれば制作物を添付) 6部
- エ 体制表(任意の様式):スタッフ等の体制が分かるもの 6部
- オ 見積書(任意の様式):経費の内訳が分かるもの 6部

(ウ～オのうち5部は写しで可)

提出期限 (ア) 令和6年5月7日(火) 15時【必着】

(イ～オ) 令和6年5月17日(金) 15時【必着】

※提出物の詳細については別添『2024年度版「県政ガイド」冊子制作業務委託企画
コンペ審査要領』を参照のこと。

※参加資格審査の結果及びプレゼンテーションの時刻については令和6年5月10日
(金)までに通知する。

(2) プレゼンテーション

企画提案書の審査を行うため、提案者ごとにプレゼンテーションを行う。
持ち時間は各15分(説明5分、質疑10分)とする。

ア 日時 令和6年5月22日(水)

(時間帯については別途お知らせします。)

イ 場所 佐賀市城内1丁目5番14号 旧自治会館 1号会議室

(地図等が必要な方はお申し付けください。)

(3) 審査

審査要領は別途定める。審査結果については、すべての提案者に通知する。また、県のホームページで契約の相手方、評価項目等を公表する。

7 その他

(1) この企画コンペについての質問は、電話若しくは電子メールで受け付けることとし、
質問及び回答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。

(2) 審査提出物の作成費用を含む企画コンペへの参加費用は、参加者の負担とする。

(3) 提出物は返却しない。

(4) 次の場合は失格とする。

ア 参加条件を満たさなくなった場合又は参加条件を満たさないことが判明した場合

イ 提出資料の内容に虚偽があることが判明した場合

ウ 公正な審査を妨害した場合又は妨害するおそれがあることが判明した場合

エ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(5) 次のいずれかに該当する場合は、本企画コンペの手続を中止する。この場合の損害
は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行
することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行うことができないとき。

(6) 参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じな

ればならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

- (7) 提案が採用された団体については、県と協議のうえ、委託契約を締結するものとする。
- (8) 契約の相手方は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、佐賀県財務規則第 115 条第 3 項の 1 号、4 号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- (9) 業務実施にあたっては、受託者と検討を加えることとし、当初提出された企画書の内容と必ずしも同じものになるとは限らない。
- (10) 企画競争で最高評価を得た者が参加要件を満たしていない場合は契約できない。この場合は次順位の者と契約を締結する。
- (11) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び佐賀県個人情報保護条例に基づき、適切に管理するものとする。
- (12) 受託事業者は、契約の履行にあたって、本委託業務の意図及び目的を十分に理解したうえで、最高の技術を駆使するとともに、発注者の指示を遵守し、誠実に実施しなければならない。また受託事業者は、受託事業の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

8 この企画コンペについての「提出先」及び「問い合わせ先」

佐賀県 政策部 広報広聴課 広聴担当 西依

〒840-8570 佐賀市城内 1 丁目 1 番 59 号 新館 6 階

TEL : 0952-25-7351

電子メールアドレス : kouhou-kouchou@pref.saga.lg.jp